

高津区役所広告事業導入に係る企画提案評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高津区役所における広告事業の導入に係る企画提案（以下「企画提案」という。）の評価を実施するため、高津区役所広告事業導入に係る企画提案評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、関連する部課長級職員をもって充てる。

2 委員長は、企画提案評価を行うため、委員を招集し、委員会を開催する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

4 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 企画提案の評価に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(事業者の選定)

第4条 委員会は、提案者より企画提案書の提出を受け、提案内容の審査及び評価を行う。なお、委員会の委員は必要があると認めるときは、企画提案書につき必要な事実関係の調査をすること及びプレゼンテーションにおいて提案者に質問をすることができる。

2 提出された企画提案書は、委員会の委員が企画提案評価基準（以下「評価基準」という。）に基づき評価を行う。

3 評価基準に基づき、企画提案書の評価点の最も高い提案者を事業者とする。なお、当該事業者が辞退した場合は、次に評価点の高い提案者を繰り上げて事業者とする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、高津区役所まちづくり推進部総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。